

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例

(地方税法附則第15条第25項)

再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税(償却資産)について、取得した翌年から起算して3年間、課税標準の特例があります。発電設備の取得時期等により、特例の対象となる資産や特例率が異なります。

1 太陽光発電設備

〈取得時期〉 令和6年4月1日から令和8年3月31日までに取得したもの

〈適用期間〉 取得した年の次の課税年度から3年度分

〈特例割合〉 発電出力1,000kW未満…課税標準額3分の2
発電出力1,000kW以上…課税標準額4分の3

〈対象設備〉

- ・再生可能エネルギーの固定価格買取(FIT)制度、補助額上乘(FIP)制度の認定を受けていないもの
- ・認定地域脱炭素化促進事業計画に従い、下記の補助金等を受けて取得した1,000kW未満の設備(建物の屋根、公有地に設置したものを除く。)
 - ①地域脱炭素移行・再エネ推進交付金及び民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業
 - ②需要家主導型太陽光発電・再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費(需要家主導型太陽光発電の導入支援事業に限る)
 - ③株式会社脱炭素化支援機構が行う対象事業活動に対する投融資
- ・グリーンイノベーション基金補助金を受けて取得したペロブスカイト太陽電池を使用した1,000kW未満の設備

〈提出書類〉

- ・固定資産税(償却資産)課税標準の特例適用申告書
 - ・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書(写し)
公益財団法人日本環境協会(平成30年3月31日までは一般社団法人環境共創イニシアチブ)発行
 - ・出力規模が確認できる資料(仕様書、見積書等)
- ※償却資産申告書と一緒に提出してください。

2 風力発電設備

〈取得時期〉 令和6年4月1日から令和8年3月31日までに取得したもの

〈適用期間〉 取得した年の次の課税年度から3年度分

〈特例割合〉 発電出力20kW未満…課税標準額4分の3
発電出力20kW以上…課税標準額3分の2

〈対象設備〉

経済産業省の「再生可能エネルギーのFIT・FIP制度」の認定を受けて売電をしている設備

〈提出書類〉

- ・固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用申告書
 - ・再生可能エネルギー発電設備にかかる認定通知書（写し）
 - ・電気事業者が発行する「電気供給契約に関するお知らせ」または「系統連系契約書」（写し）
- ※償却資産申告書と一緒に提出してください。

3 水力・地熱・バイオマス発電設備

〈取得時期〉 令和6年4月1日から令和8年3月31日までに取得したもの

〈適用期間〉 取得した年の次の課税年度から3年度分

〈特例割合〉

対象設備	発電出力	特例割合
水力発電設備	5,000kW未満	2分の1
	5,000kW以上	4分の3
地熱発電設備	1,000kW未満	3分の2
	1,000kW以上	2分の1
バイオマス発電設備	10,000kW未満	2分の1
	10,000kW以上	3分の2
	20,000kW未満	7分の6 (一般木質系・農作物残さ区分)

〈対象設備〉

経済産業省の「再生可能エネルギーのFIT・FIP制度」の認定を受けて売電をしている設備

〈提出書類〉

- ・固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用申告書
 - ・再生可能エネルギー発電設備にかかる認定通知書（写し）
 - ・電気事業者が発行する「電気供給契約に関するお知らせ」または「系統連系契約書」（写し）
- ※償却資産申告書と一緒に提出してください。

4 問合せ・提出先

能代市 総務部 税務課 固定資産税係

TEL 0185-89-2127（直通） FAX 0185-89-1764

E-Mail zeimu@city.noshiro.lg.jp